

第 25 予防規程

1 予防規程の認可について（昭和 40 年 11 月 2 日自消丙予発第 178 号）

(1) 予防規程の作成単位（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発 20 号通知）

予防規程作成対象施設が二以上存在する事業所については、一括した予防規程をもって、当該二以上の対象施設の予防規程とみなして差し支えないこと。この場合の申請の手続きは、申請書に当該事業所における代表的な対象施設に関する事項を記入させたもの 1 部と、他の対象施設の製造所等の別、危険物の類、品名、最大数量、指定数量の倍数を一覧表にしたものを提出することによって行わせること。

(2) 認可の基準（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発 20 号通知）

認可にあたっては、次のアからケまでに掲げる事項が規定されているか否か、その内容が法第 10 条第 3 項の技術上の基準に適合するものであり、かつ、火災予防上適当なものであるか否かを判断の基準とすること。

なお、アからケまでに掲げる事項については、当該施設の実態に即したものが規定されていれば足り、詳細な内容を求める必要はないこと。たとえば、エについては、詳細な作業標準、作業基準を求める必要はなく、その大綱が定めてあれば足りるものであること。

ア 予防規程の適用範囲及び遵守に関すること。

イ 予防規程の改廃の手續、方法等に関すること。

ウ 危険物施設の構造及び設備の維持管理上必要な点検に関し、その時期、実施方法、実施結果の措置方法、確認等に関すること。

エ 危険物の性状及びその貯蔵し、取り扱う危険物に応じた貯蔵及び取扱方法に関すること。

オ 火災等の発生時における非常体制組織の編成、平常時の訓練及びそれらの運用に関すること。

カ 危険物の取扱作業に従事する者に対する保安教育の実施に関し、その時期、方法等に関すること。

キ 外来工事者、請負業者等の社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。

ク 危険物施設の修理、改修について、保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。

ケ その他保安上必要とされる事項に関すること。

2 予防規程作成上の留意事項（平成 13 年 8 月 23 日消防危第 98 号通知）（ろ）

予防規程の作成にあたっては、施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に即して保安確保策を具体化しながら、これを明確に規定するよう作業を進めることが重要である。予防規程に定める事項は、危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 に規定されているが、このうち次の事項について、保安確保策の具体化に資するよう、「予防規程に盛り込むべき主な事項」及び「予防規程作成時に考慮すべき事項」を以下にまとめた。

① 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること

② 自衛の消防組織に関すること

- ③ 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること
- ④ 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること
- ⑤ 危険物施設の運転または操作に関すること
- ⑥ 危険物の取扱作業の基準に関すること
- ⑦ 補修等の方法に関すること
- ⑧ 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること
- ⑨ 危険物の保安に関する記録に関すること

(1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 保安業務の内容と役割分担（具体的に）
- ② 保安業務の各役割の担当者
- ③ 保安業務の各役割の代行者
- ④ 交替時の引継方法及び引継事項

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の保安業務には、危険物の貯蔵及び取扱作業の立会いを行い従業員に必要な指示を与えたり、施設の点検等の維持管理をすること等がある。また、火災をはじめとする災害が発生した場合には、従業員を指揮して応急措置を講じることも必要である。

危険物施設の所有者、保安監督者等の保安業務を管理する者自らが保安業務を全て行うことは不可能であり、また、保安業務を効率のよいものとするためには役割を適切に分担し、業務を組織的に行う必要がある。

保安業務の内容についてはできるだけ具体的に定め、これを施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に応じて役割分担することとなるが、担当者及びその代行者の決定においては、役割に対する責任についても考慮する必要がある。特に代行者に関しては、基本的に、担当者の行う保安業務に必要な権限と同等又はそれ以上の権限を有する者とする必要がある。なかでも、危険物保安監督者については、消防法第13条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行する者は、原則的に、危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。

(2) 自衛の消防組織に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 自衛の消防組織の活動内容
- ② 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- ③ 自衛の消防組織の構成員の代行者

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物の規制に関する政令第38条の2により一定規模以上の危険物施設を有する事業所について設けることとされている自衛消防組織のほか、自主的に組織される災害時の即応体制について定める必要がある。

(3) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 保安教育の対象者の区分
- ② 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
- ③ 保安教育の時期

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の事故は、人的要因によるものが多く発生しており、これを防ぐために従業員は保安に必要な知識及び技能を身につけておく必要がある。これには、テキストを活用したり、訓練を実施するといった保安教育を行うことが有効である。

保安教育は、危険物施設の全従業員を対象とすることが必要である。なお、必要に応じて当該施設の補修、整備等を行うため当該施設に出入りする関係会社の従業員等も対象に含めることが望ましい。

保安教育の計画作成においては、対象者の知識や経験を念頭に置き、従業員の保安意識の維持向上のため、対象者に応じた内容及び実施時期等を考慮することが必要である。

特に、実施時期については、保安に対する関心の低下や作業慣れによる気の緩みを防ぐため、作業内容に応じた適切な時期とすることが望ましい。

(4) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 巡視、点検及び検査の時期、内容及び方法
- ② 巡視、点検及び検査の実施者（必要な資格を明記）
- ③ 巡視、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
- ④ 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

消防法第12条により、危険物施設の位置、構造及び設備は、消防法令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことが義務付けられており、また、同法第14条の3の2により一定規模以上の製造所等については、定期的に点検を実施することが定められている。これに基づき、危険物施設及び設備ごとに運転状況、危険物の取扱状況等に関して、巡視、点検及び検査の内容及び方法を、チェックリストを作成するなどにより明確にする必要がある。

なお、危険物施設の保安確保上必要がある場合には、消防法の規定に関するもの以外にも施設の実態に応じて、巡視、点検及び検査についての基準を明確にしておくことが望ましい。

また、巡視、点検及び検査の実施者を指定する場合、資格が必要なものについては、実施者が当該資格を有していることを確認する必要がある。

(5) 危険物施設の運転又は操作に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 安全かつ適正に運転するための基準
- ② 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
- ③ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準
- ④ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の運転又は操作に関しては、通常の運転時の保安確保に関する事項のみならず、緊急時の措置についても定めておく必要がある。

なお、(6)危険物の取扱作業の基準に関することにも該当する事項がある場合は、(6)の内容を本項目に含めることも可能である。

(6) 危険物の取扱作業の基準に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ①危険物の規制に関する政令第24条から第27条までに規定されている遵守事項に対応した基準
- ②危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（①に該当するもの以外）

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準について、消防法令に定められている事項等に加え、危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準を具体的にわかりやすく規定する必要がある。

なお、(5)危険物施設の運転又は操作に関することにも該当する事項がある場合は、(5)の内容を本項目に含めることも可能である。

(7) 補修等の方法に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ①補修工事の関係者連絡体制（工事計画作成段階、工事中、工事終了後）
- ②補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制
- ③補修工事終了後の安全確認方法

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の事故は、補修工事中にも発生していることから、工事計画作成時点から工事後の安全確認が終了するまで、関係する部所間で連絡を取り合い、工事の部位、方法、期間等の周知徹底を図る仕組みを確立することが必要である。また、工事計画作成段階においては、補修に先だって講じる措置、補修中の養生方法、補修完了後の措置及び緊急時の対応方法等について明確にするとともに、これらの措置の確認方法及び確認体制に関する事項を定めておくことが必要である。

(8) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ①緊急時の通報連絡体制及び手段（火災時、漏えい時、地震時等）
- ②避難に関すること
- ③応急措置方法（火災、漏えい、地震等に対する措置、資機材に関すること）

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

消防法第16条の3において、危険物施設の所有者等は、当該施設で危険物の流出、その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならないとされていることから、消防署等への通報連絡体制と手段を定めるとともに、応急措置に関する事項を定め、これに使用する資機材を準備する必要がある。

なお、応急措置の方法については、類似施設の事故例等を参考にして予測される事故に関する対応方法をできるだけ具体的にわかりやすく定めておくことが必要である。

(9) 危険物の保安に関する記録に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 保安に関する記録の様式（項目、日時、実施者、確認者（責任体制を明確に））
- ② 保安に関する記録の保存方法

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

保安に関する記録としては、①～⑤等がある。

- ① 点検・検査の記録
- ② 設備の故障、補修等に関する記録
- ③ 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録
- ④ 異常時の応急措置に関する記録
- ⑤ 事故に関する記録

これらの記録については、単に保存するだけでなく、内容を分析し、その結果をより高度な安全対策に活かして行くといった活用方法もあるため、索引をつける等、分析等に活用しやすいフォーマット、保存方法とすることが必要である。

(10) 予防規程の形式

危険物施設の保安確保を推進するためには、危険物施設の従業員の保安に対する認識を深めることが重要であり、このための方策の一つとして、予防規程に定められている内容を理解しやすいものとすることが考えられ、これには例えば、写真・イラスト・挿し絵等を用いることが挙げられる。

また、予防規程以外に保安マニュアル等が作成されており、予防規程の内容がわかりやすく記述されている場合は、予防規程の中にこれらのマニュアルの該当部分を引用することも可能である。

なお、これらの方法により予防規程を作成した場合に、個人名が含まれることが考えられるが、この場合、個人名に変更があっても予防規程の変更の認可は要しないものである。

3 危険物取扱者の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸しを行う（以下「単独荷卸し」という。）給油取扱所の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。（平成 17 年 10 月 26 日消防危第 245 号通知）（ろ）

- (1) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第 60 条の 2 第 1 項第 4 号関係）
- (2) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。（規則第 60 条の 2 第 1 項第 5 号関係）
- (3) 単独荷卸しの実施に関すること。（規則第 60 条の 2 第 1 項第 7 号関係）
- (4) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。（規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号関係）

- (5) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関する事。 (規則第 60 条の 2 第 1 項第 14 号関係)
- (6) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関する事。 (規則第 60 条の 2 第 1 項第 14 号関係)

4 単独荷卸しを行う給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりである事。(平成 17 年 10 月 26 日消防危第 245 号通知) (ろ)

- (1) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- (2) 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
- (3) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類 (契約書等)